



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	Intellectual Property Seminar 「Intellectual Property Issues in Biotechnology and Traditional Knowledge」 レポート
Author(s)	石上, 千哉子
Citation	知的財産法政策学研究, 5, 184-185
Issue Date	2005-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43431
Type	other
File Information	5_184-185.pdf



Intellectual Property Seminar 「Intellectual Property Issues in Biotechnology and Traditional Knowledge」レポート

日時 2004年8月26・27日

講師 Brad Sherman 教授 (Australian Centre for Intellectual Property in
Agriculture)

セミナーは、4つのセッションより構成されており、26日に第1セッション、27日に第2～第4セッションが行われた。

第1セッションでは、自然界にある物質の特許性に関するテーマについて、オーストラリアのヌガリナツツの油に関する特許を事例として説明がなされた。過去において効能が発見されており、しかも使用されている技術に対して特許要件の一つである新規性があるのか、また企業にこのような技術について特許を与えてよいのか等が問題となった。

第2セッションのテーマは「IP and Generic Use Restriction Technology (GURTs)」である。GURTsとは、例えば綿や大豆等の作物を収穫後種ができないように遺伝子を制限する技術である。GURTsを用いた種子を使った作物を育てると、農家は毎年種を購入しなければならない。また、GURTsには特許のような期限がないので、半永久的に農家に種子を購入させることができ、企業にとって利点が大い。反面、農業に与える影響が問題視されている。このようなGURTsの現状とその将来像について出席者を交えて議論された。

第3セッションは伝統的知識と知的財産法との関係がテーマとなった。特に文化的なものに素材を合わせた検討がなされた。オーストラリアのアボリジニでは、半永久的な保護、共有物とパブリックドメインとの交錯など、著作権とは全く異なる文化的な知識の保護体系が確立しており、近代的な知的財産法との相克がみられる、との示唆的な説明がなされた。

最後の第4セッションは、生物資源調査がテーマとなった。CBD(生物多様性条約)の実現にあたり、生物資源に関わる発明をした企業が、新規性の最大のウィークポイントである出願時において、事前のインフォーム

ドコンセントと出所の開示を特許取得の要件とすることで、実効性のある制度設計をなすことができるとの提案がなされ、議論となった。

本セミナーは、北海道大学の関係者のほか、島並良先生(神戸大学)、諏訪野大先生(近畿大学)、長塚真琴先生(獨協大学)、潮海久雄先生(香川大学)、大友信秀先生(金沢大学)、大澤麻衣子先生(京都大学)、村井麻衣子先生(筑波大学)の参加を得て、活発な討論がなされた。シャーマン先生をはじめご参集いただいた先生方に御礼申し上げたい。

(石上千哉子/COE 研究員・弁理士)